

## 岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、矢作川水源林地域における水資源の涵養に重要な機能を果たしている森林の保全を着実に推進するため、予算の範囲内において交付する岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （規則等との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、この要綱と岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 平成24年4月1日付け公益財団法人矢作川水源基金水源林対策事業助成金交付要領
- (2) 平成24年4月1日付け公益財団法人矢作川水源基金水源林対策事業実施基準（以下「実施基準」という。）

### （定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「矢作川水源林地域」とは、市内地域のうち、平成27年9月9日付け公益財団法人矢作川水源基金水源林地域対策事業業務方法書に規定される明治、細川及び乙川の各頭首工より上流の区域をいう。
- (2) 「作業路」とは、伐採木の搬出及び保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐若しくは間伐）を実施する際の事業用資材の搬入並びに作業員の輸送等を目的とした簡易な運搬路をいう。

### （補助対象者）

第4条 補助対象者は、財産区、岡崎市額田郡模範造林組合、森林組合、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項により選定された民間事業者、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者及び矢作川水源林地域内の森林所有者とする。

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、矢作川水源林地域内で実施される次の各号に掲げる事業とする。

(1) 森林整備事業

単層林整備のための人工造林、獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐及び間伐で、実施基準第2のⅠの1に基づくものとする。

(2) 作業路整備事業

作業路整備のための新設及び改良で、実施基準第2のⅡに基づくものとする。

2 前項第2号に規定する作業路整備事業のうち、改良にあつては、原則として新設時に補助金を受けたものに限る。

3 第1項各号に掲げる事業について、国県又は市の他制度による補助を受ける場合にあっては、補助の対象外とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ別表に定める補助対象事業の基準を満たす場合において、同表及び備考欄に掲げる算出方法により算出した補助対象事業費に、同表に掲げる補助率を乗じて得た額について、各整備事業・区分ごとに千円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額の合算額以内とする。

2 財産区及び岡崎市額田郡模範造林組合にあっては、前項の補助率は適用しないこととし、公益財団法人矢作川水源基金が定める補助率を適用する。

（交付申請）

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

ただし、各事業者において補助金の交付申請、請求及び受領について、交付事務の円滑な実施を図るため、市長が認める団体に委任することができる。委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）は、委任状の写しを添付して、補助金の交付申請、請求及び受領を行うものとする。

- (1) 収支予算書（別紙１）
- (2) 事業実施計画書（別紙２）
- (3) 現況写真（施業前の様子が確認できるもの）
- (4) （第５条第１項第１号に該当する事業にあつては）事業実施予定箇所の位置図又は測量図
- (5) （第５条第１項第２号に該当する事業にあつては）設計書、位置図、計画図及び線形図
- (6) 委任状（別紙３）の写し（該当する場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２ 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（事業の着手）

第９条 事業の着手は、原則として前条の規定による補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、やむを得ない事情により交付決定前に事業に着手する必要がある、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

２ 交付決定前に事業を実施しようとする者は、交付決定前着手申請書（様式第３号）に第７条各号に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

３ 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定前着手承認通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

４ 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更の承認）

第１０条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業の内容について次の各号に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ岡崎市矢作川水源基

金水源林対策事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 森林整備事業又は作業路整備事業における、交付決定されたそれぞれの補助金額に変更を生じる事業費の変更。

(2) 作業路整備事業にあつては、次のとおりとする。

ア 路線の追加又は廃止。

イ 新設の場合は事業量の20%を超える変更。

ウ 改良の場合は事業費の20%を超える変更。

2 市長は、前項の規定による承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金実績報告書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添え、当該事業の完了後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあつては、当該年度の末日まで）に市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書（別紙4）

(2) 事業実績内訳書（別紙5）

(3) 現況写真（施業後の様子が確認できるもの。搬出間伐実施時は、搬出中、はい積み、完了時の3種類を添付すること）

(4) 測量図

(5) （第5条第1項第1号に該当する事業において）搬出間伐を実施した場合、搬出した材積がわかる出荷伝票等の書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(支払状況報告)

第15条 代理申請者は、補助金受領の日から原則として30日以内に委任者に当該補助金を支払うものとし、委任者に当該補助金を支払った後10日以内に岡崎市矢作川水源基金水源林対策事業費補助金支払状況報告書（様式第8号）により、市長に報告するものとする。

(補助事業者の義務)

第16条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 補助事業完了年度の翌年度から少なくとも5年間は補助事業に沿って、補植、保育、保険の加入等成林を図る上で必要な管理義務を行わなければならない。
- (2) 補助事業完了年度の翌年度から5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用する場合又は補助事業施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合に、当該転用又は伐採除去、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 前条各号の規定に反したと市長が認めたとき。ただし、事前に市長の承認を得た場合又は災害等不可抗力により市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金交付に関して不正の行為があったとき。

(検査等)

第18条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

| 事業名     | 事業種   | 区 分                                                                                                                    | 補助対象事業の基準                                 | 補助対象事業費<br>の 算 出 方 法 | 補助率                                   | 備 考                                                           |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 森林整備事業  | 単層林整備 | 人工造林                                                                                                                   | 人工造林面積が、0.01ha以上の規模で実施されるもの。              | 面積(ha)×標準単価          | 56／100以内                              |                                                               |
|         |       | 獣害対策                                                                                                                   | 獣害対策面積が、0.01ha以上の規模で実施されるもの。              | 面積(ha)<br>延長(m)×標準単価 | 80／100以内                              |                                                               |
|         |       | 下刈り                                                                                                                    | 下刈り面積が0.01ha以上の規模で、2 齢級以下の造林地において実施されるもの。 | 面積(ha)×標準単価          | 58／100以内                              |                                                               |
|         |       | 枝打ち                                                                                                                    | 枝打ち面積が0.01ha以上の規模で、3～6 齢級の造林地において実施されるもの。 | 面積(ha)×標準単価          | 58／100以内                              |                                                               |
|         |       | 除 伐                                                                                                                    | 除伐面積が0.01ha以上の規模で、3 齢級の造林地において実施されるもの。    | 面積(ha)×標準単価          | 58／100以内                              |                                                               |
|         |       | 間 伐                                                                                                                    | 間伐面積が0.01ha以上の規模で、4 齢級以上の造林地において実施されるもの。  | 面積(ha)×標準単価          | 90／100以内                              |                                                               |
| 作業路整備事業 | 新 設   | 1 団地の森林面積が5 ha以上の規模で、保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐若しくは間伐）の実施予定対象面積が30%以上を占める団地において行われる森林整備作業路新設。                         |                                           | 延長(m)×実行単価           | 60／100以内<br>ただし、補助額は延長(m)×標準単価を限度とする。 | 諸経費として、<br>直接工事費×35%以内<br>雑費として、<br>事業費×5 %以内を計上<br>することができる。 |
|         | 改 良   | 保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐若しくは間伐）を行うための既設作業路の改良。<br>ただし、事業費が10万円以上であるもので、保育管理等が当該事業年度から翌々年度までに0.01ha以上の規模で実施されるものに限る。 |                                           | 実行経費                 | 60／100以内                              |                                                               |

注 1 標準単価：公益財団法人矢作川水源基金が定める水源林対策事業単価表に基づく単価をいう。標準単価は、補助金の交付申請のあった当該年度の標準単価とする。

2 実行単価：実施基準に定める作業路の新設及び改良に係る事業費を延長で除したm当たりの金額とする。

3 実行経費：実施基準に定める作業路の新設及び改良に係る事業費とする。